

## 平成25年度DV防止啓発講演会

# DVと子ども、そして性暴力～被災地におけるDV支援の状況～

日時 平成25年11月17日(日) 13:30～15:30

会場 こうち男女共同参画センター「ソーレ」

### 講師 八幡悦子(NPO法人ハーティ仙台代表理事)

助産師。病院(主に産科・小児科)に約10年勤務、その後、仙台で30年活動。

現在は、(公財)せんだい男女共同参画財団理事、チャイルドラインみやぎ理事(フリーダイヤルの子ども専用相談電話)、THCエイズ電話相談員(エイズについての支援活動の会)、みやぎジョネット元代表(被災地女性の支援活動)等。また、看護師学校、助産師学校、大学などの非常勤講師。母子保健相談、子どもへの性教育や思春期の親への教育など各種セミナーの講師。子ども・女性の体と性・性暴力・エイズなどの活動支援。

著書に『大人になる前のジェンダー論』、『女たちが動く～東日本大震災と男女共同参画の視点～』がある。



### 東日本大震災の日

東日本大震災が起きた3月11日、私は仙台市泉区という比較的高い位置にある町で、母子約15組を集めて講座の開催中でした。津波に関しては、小学生のときに経験したチリ地震程度の認識しかありませんでした。度々起きる地震で揺れに対しては慣れていました。講座の会場となっていた建物は、耐震チェックも充分で絶対につぶれないという自信がありました。仙台は通勤族も多いため、地震を体験したことがない人も多く、さすがにすごい揺れだったので、母子の中からは「キャーッ」という叫び声が聞こえました。でも私は「ここは絶対につぶれないから」「ここは倒れるものは何もないから、みんなでここにいようよ」と伝え、揺れが収まるのを待ちました。

### 被災地の状況

それから1年間は、本当に無我夢中でいろんな避難所へ出向きました。私は死ななかつたし、家があると思ったら、じっとしていただけませんでした。全国から届いた支援物資を届けようと思い、下着などと相談先のフリーダイヤルに記載したカードをセットにし、配って回りました。いろいろな避難所へ行って見て実感したことは、ほとんどの避難所でリーダーが男性だったことです。身内の女性が身を寄せた避難所にも行きました。プライバシーへの配慮がなく、震災後1カ月が過ぎても衝立も更衣室も授乳室もありませんでした。

60代の男性リーダーの「ここはみんな家族。衝立なんていりませんよね」という一言で、本当は欲しいのに言い出せなくなっていたのです。避難所においては女性や子ども

も、セクシャルマイノリティの方などの、少数派の人の意見がなかなか通らないという状況がありました。その男性リーダーは復興大臣の視察が入った際、「食事時間に何事だ！」と言って追い返したことを、美談として周囲に話していました。本当は、避難所生活の現状を見てもらいたかったのに。リーダーに意見すると「和を乱す人は出て行ってもらいます」と言われ、周囲からも「やめなさい」と止められます。東北は黙って耐えるという人が多いのです。更に災害で疲れきって、意見を言わずじっと我慢していたのです。

## 震災の爪痕

被災県において震災の影響を受けていない人はいません。内陸部へ行っても、実家が無くなった、親戚を亡くした、仕事が減ったなど大きく影響していることを感じます。DV もそうです。震災以前から存在していたものが、震災後に更にひどくなったというケースが多いのです。東北は家父長制が根強く残っていて、「長男の嫁だから辛抱は当然だと思っていた」と耐えていました。長年続いていた DV に、震災をきっかけに初めて気付いたというケースが複数あります。広がった自宅が流されて狭い仮設住宅に移った途端、DV がひどくなったというケースもあります。震災後 DV の相談件数は増えました。相談件数が増えたということは良いことだと捉えています。「これは DV だ」ということに気が付いたのですから。

## 性暴力は人権・人格権の侵害

また、セクハラや性暴力も起きています。シングルマザーや独身の女性に対するセクハラ、ボランティア間のデート DV、「逃げたらカメラで撮った画像をばらまく」と脅すストーカーもあります。性暴力は警察に届けるのは、ほんのわずかです。氷山の一角なのです。

被災地に赴き、DV・性暴力の啓発活動を続けています。性暴力は、心を深く傷つけます。7割が身近な人間からの性暴力です。性暴力は被害者の落ち度を問われます。「なぜ逃げなかったの」と。しかし、首筋にナイフを突きつけられて抵抗できますか。命を守るために黙るしかなかったのに、「あなたにも落ち度があったのでしょ」「そんなところに行くからよ」「なぜそんな男について行ったの」と問われるのが、性暴力の特徴です。根強い強姦神話です。

被害に遭ったら、性暴力に詳しい医師・弁護士・警察官とつながることです。闘う方法は、直接交渉で謝罪文・慰謝料を請求する、応じなければ、刑事告訴と民事損害賠償請求の裁判をします。医師・弁護士・警察官の3人が、事実をきちっと並べれば、加害者側のウソはバレます。被害者は心に受けた傷に対して、慰謝料をとれます。そしてもう一つ、何もしないことも選べます。そのような要点を、紙芝居、ロールプレイ、パンフレットで伝えています。

## 支援活動の中に見出す喜びをエネルギーに

私は元々助産師として10年病院勤務をし、その後フリーになり、小学校・中学校・高校・大学で性教育を30年続けてきました。自分自身のDV被害経験も経て、DV被害や性暴力の被害者を支援する活動を始めて25年になります。活動を続ける中で、知らないということがどれだけ危険なことか、を痛感しました。弁護士の利用の仕方、裁判での闘い方、警察の利用の仕方など、必要だと思うことは小学生・中学生にも説明します。女子大生でも学校で習わないので知らないのです。学校で教えないからです。

震災後は、片道2時間で行き来できていた町が、片道4時間かかるようになりました。これでは相談に来たくても来られません。そこで「こちらから出向いて行くしかない」と、今年、DV被害者等を支援するための連続講座と、被害女性の語り合いの場「パープル・タイム」を被災地で開催しています。

NPOの支援は、何年にもわたってDV被害経験者と関われる醍醐味があります。小学生だった子が社会人になっていく、女性たちの人生が変わっていく様子が見られます。いきいきと自立していく女性たちの姿を、そばで見守ることができる。これは私たちにとって大きなエネルギーになっています。

震災体験を通して、命より大事なものは無いということ、そして人権を守るということ、私たちは次世代へと伝えていかなければならないと思っています。